

1 活動の基本方針

スポーツや文化及び科学等に親しむ活動を通して、体力の向上や健康の増進、文化的素養の充実を図る。また、異年齢集団による活動を通して、生徒の自主性や規範意識、責任感や連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資する。

2 活動計画

- (1) 毎月の活動計画を生徒及び保護者に公表する。
- (2) 毎月の活動計画の策定に当たっては、生徒の状況、学校の特色、各部活動の特性などを考慮する。

3 休養日

- (1) 平日（課業日）
1日程度を休養日とする。
- (2) 週休日（土曜日、日曜日）
 - ① 1日程度を休養日とする。
 - ② 週末に大会参加や大会前練習等で2日以上活動した場合は、大会終了後の平日等を休養日として振り替える措置をとる。
- (3) 長期休業中
 - ① (1)(2)の休養日の設定に準ずる。
 - ② 学校閉庁日は休養日とする。（8月13日～16日・12月29日～1月3日）
- (4) 定期試験への対応
原則として、中間試験開始日の3日前から終了までの期間、期末試験開始日の5日前から終了までの期間は、休養日とする。

4 活動時間

- (1) 平日（課業日）
 - ① 実活動時間2時間程度とする。（朝練習等は含まない。）
 - ② 短縮日課の場合は、週末の活動時間の設定に準ずる。
- (2) 週末（土曜日、日曜日）
 - ① 原則として実活動時間3時間程度とする。（練習試合時など競技の特性に合わせて対応する。）
- (3) 長期休業中
 - ① 原則として実活動時間3時間程度とする。（練習試合時など競技の特性に合わせて対応する。）

5 大会・コンクール等への対応

大会・コンクール等（中体連以外の主催も含む）に近い休養日及び活動時間については、3の休養日及び4の活動時間の限りではない。ただし、生徒の過度な負担とならないように配慮する。

6 部活動指導上の配慮事項

- (1) 各部活動の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を実施する。
- (2) 生徒の安全・安心の確保を図る。
 - (ア) 使用する施設・設備の点検を行い、事故の未然防止に努める。
 - (イ) 健康観察を行い、生徒の心身の健康状態を把握し、適切に対応する。
- (3) 原則、引率については顧問が行うものとし、保護者及び外部指導者のみでの引率を行わない。
- (4) 保護者から徴収する活動費がある場合、執行状況を保護者に公表する。
- (5) 部活動に必要な物品のうち、生徒が個人的に使用する物品の購入については、保護者の過度な経済的負担とならないよう配慮する。

【明記はしないが、口頭で確認する点】

- ・ 5 の項目について、大会前に通常より多く練習日程を組む場合には、大会後にその分の休養日を設けるようにする。(月に 1 日も週末休養がないことのないように)
- ・ 5 の項目について、練習日が増える場合について、必ず保護者に周知確認を取り、行うようにする。
- ・ 練習試合などの引率についても確認をする。集合から解散まで顧問が引率すること。車での移動はできないこと等